

平成26年度 第11回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月19日（木） 午前9時00分から午前9時45分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	7番	南郷隆一郎
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（1人）

委員	3番	東正亮
----	----	-----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農業振興地域内農用地区域除外について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
9:00 ~ 9:45 事務局長	<p>ただ今から平成26年度第11回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は1名欠席ですが、定足数に達していますので総会は成立します。</p> <p>それでは、平井会長よりあいさつ並びに会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>1 / 2 3 国営地下ダム通水式・祝賀会</p> <p>1 / 2 7 奄美地区農業委員会連絡協議会先進地研修（熊本）</p> <p>2 / 1 1 バレイショブランド産地指定20周年記念大会 出発式</p> <p>2 / 1 3 南栄糖業の春植・株出推進決起大会</p>
議長	<p>これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、13番元栄委員、14番城村委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p><b>【議案第42号について朗読】</b></p> <p>議案第42号は、贈与1件、売買4件、対等交換1件となっています。</p> <p>1番1は上平川字袋〇〇番地432㎡です。 売買となっています。</p>

	<p>2番1は正名字志良辺堂〇〇番地の1,100㎡です。 対等交換となっています。</p> <p>3番1は正名字屋武須磨〇〇番地1,219㎡です。 対等交換となっています。</p> <p>4番1は住吉字船蔵〇〇番地3,875㎡です。 売買となっています。</p> <p>5番1は竿津字稲田〇〇番地492㎡です。 売買となっています。</p> <p>6番1～4は徳時字平泊り〇〇番地外3筆の合計5,229㎡ です。 贈与となっています。</p> <p>7番1は住吉字東安当〇〇番地4,182㎡です。 売買となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしてあります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
14番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人関係です。〇〇さんは、サトウキビとバレイショを栽培しております。現地を確認したところ現地は〇〇さんが、カボチャを植えてありました。農機具類はすべてありますので、ご審議のほうよろしく申し上げます。</p>

7 番委員	<p>2 番 3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんの畑はロータリーをかけてきれいにしてあります。よろしくをお願いします。</p>
6 番委員	<p>4 番説明</p> <p>耕作者〇〇さんと〇〇さんの関係は義理の叔父です。 奥さんが母の兄弟で、現在キビを作っています。経営形態としては、専業農家でトラクター等農機具は全て揃っています。地域農業を阻害するものは何もないので審議をお願いします。</p>
1 2 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。ほ場は〇〇さんの竿津の実家のすぐ隣です。みかんと野菜を植えてあります。農業経営としては、マンゴー、百合切り花、バレイショを植えてあります。認定農業者です。機械類は全て揃っていますのでご審議のほうよろしくをお願いします。</p>
5 番委員	<p>6 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは、シルバーで働きながら、何年も前からジャガイモを作っていたんですが、土地のほうは親のものを使っていたので、このたび贈与ということになりました。農機具のほうは〇〇さんがみんな持っています。一応譲るよと約束はしているけど名義のほうはまだ変えていませんということでした。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
6 番委員	<p>7 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。現在は耕作放棄地だったんですが、今回売買となっています。今は耕運して使えるような形になっています。経営形態としてはキビのほうです。農機具は全て揃っています。地域農業を阻害する恐れはございませんので、ご審議をよろしくをお願いします。</p>

議長	はい、事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、質問質疑等がございましたら挙手でお願いします。
16番委員	一応、売買の場合対価がありますが、知名町はある程度基準的な標準値、標準価格はありますか。地区によって1反当たり、畑の状況によって違いはありますが、その辺は事務局は目を通してありますか。妥当な単価とか、確認していますか。
事務局	確認はしています。目安はあります。
事務局	あくまでも、本人から出てきたのを見て対価が安いと話しますが、相手に対してどうこう言えないので受けるだけです。3条については本人同士だという考え方です。 価格については、それぞれです。安い人も高い人もいます。そういう状況です。
16番委員	AとBが合意すればいいわけですね。
議長	ほかにはないですか。よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは採決いたします。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては許可決定いたします。

議長	議案第43号農業振興地域内農用地区域除外について、事務局に説明及び朗読をお願いします。
事務局	<p><b>【議案第43号について朗読】</b></p> <p>事業計画者</p> <p>(譲受人) 住 所 知名町知名〇〇番地 氏 名 知名町長</p> <p>(譲渡人) 住 所 埼玉県越谷市伊原〇〇番地 氏 名 〇〇氏</p> <p>土地の表示</p> <p>知名町瀬利覚字古平作〇〇番地 185㎡ 外5筆 計 2,089㎡ (知名町名義)</p> <p>知名町瀬利覚字泊原〇〇番地 2,082㎡ (個人名義)</p> <p>合計4,171㎡ (7筆)</p> <p>事業計画</p> <p>認定こども園 4,677.14㎡ (園舎・園庭・駐車場・通路等)</p> <p>地図をごらんください。赤の線で囲ってある部分について、農振除外の申し出の筆となっています。 申請地は、公共性の高い事業となっております。条件を満たしている土地であります。</p>
議長	ただ今事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 8 番委員	<p>事務局から説明したとおりでございます、一番いいのは知名町の〇〇地番は畑が原野になっていましたので、それが変わってくるのでいいのかなと考えております。あとは、昨日事務局と確認をしてありますので、あの地区内の悪いイメージがあるんですが、園を造ることによって良いイメージに変わってくればですね非常にいいかと思っておりますので、よろしくご審議いただければと思っております。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 ただ今、事務局及び地区担当委員から補足説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
1 4 番委員	<p>農業委員会では審議することじゃないんですけども、自己資金で5億6千万も町としては持ち出して、認定こども園を造る計画ですけども、この、下平川保育所、知名保育所、知名幼稚園の跡地の利用とか、売買とか、現在の知名保育所を含めた敷地計画ができなかったのか疑問ですけど。この場での審議ではないですけど、自分としては、どうかなという感じを持っていますけどね。</p>
事務局	<p>資金は、自己資金であるんですが起債で借入れを行う予定だと言うことでした。 認定こども園は統合するんですけど、年々施設の老朽化が進んで1戸1戸建て替えるよりも一気にまとめて建て替えたほうが資金が安くつくという判断で統合する計画のようです。跡地なんですけど、知名幼稚園、下平川幼稚園、下平川保育所は跡地の利用方法について確認をしてなかったんですが、知名保育所についてはですね、跡地の利用としまして、障害者のための施設として利用するとのことでした。補足なんですけど、27年度6月から造成工事にはいりまして27年12月から建築工事に入りまして28年度まで工事がかかって、29年4月1日から開園の予定でして、定員は240名、園児の送迎は、バスを予定しているようです。 知名幼稚園、下平川幼稚園、下平川保育所の跡地の利用方法については、担当に確認しまして来月の総会で報告したいと思いますが、よろしいですか。</p>

議長	はい、ほかにございませんか。
事務局	これの利用方法、結局、新設すると言うことは、今まで使っていた所をそのまま使っとして、一気に移転できることはメリットなのよね。同じ場所はその代用で仮設を造らなければならないので、その辺はメリットがあるのでは。
14番委員	もう一つ、知名中学校の体育館建設の関係で旧池とかを残してほしいと言う要望があったのにもかかわらず、教育委員会としては、ごり押しで造ってしまって、これにしても保育園の関係者とか地域住民の意見を聞かずに、先走って後から住民に説明だけしてしまって、同意も得ずに、先に計画して後からこれでしますよと言う説明だけであって、皆さんの意見はどうですかと、地域住民の意見は全然反映されてないわけよ。そういうのを先にしたいなど、住民としては思う。
事務局	それについては、議会でも質問があって、遅いんだけど各地区回って説明会に入りますと言う計画をしておりますので、その中でその話が後で出たと。
11番委員	自分なんかも計画をチラッと聞いたわけ。えらい早いからな進んで、1月に下平川校区集めて説明会やったみたいだけどな。
16番委員	〇〇さん下平川の保育所がなくなるよ、と言うことは校区民は知っている。通知は行っているの。
11番委員	説明会がありました。 区長や議会やら民生委員を集めてこういう事業をするよとって、下平川の公民館で説明会がありました。

1 6 番委員	これは、審議の段階じゃなくて着工の方に入っているんですね。町議会でも決定して、ゴーサインが出ているので、あとは私たちの信任が必要なだけです。転用とその二つがクリアできればいつでも工事に着工できるわけですね。
事務局	そうです。
事務局	あとは開発許可というのを県から受けないといけなくて、それについてもたぶん許可が下りるのが、こちらの承認が終わったあとに開発許可が下りる予定だそうです。
1 6 番委員	それをすることによって、知名町の子供達がね、より今まで以上に福祉を受けられるのであれば、町議の方々が審議をしてゴーサインを出したわけだよね。瀬利覚の委員の方から説明があったけど、あの部分だけ昔の原野のままで残っている。それはそれなりの理由があると、それが開発されて、より有効利用できればそれにこしたことはないと言いましたが、実際に僕なんかも向こうに行って遊んだことがあるけど、字に残ったジャングルではあると、そういう所が開発されて有効利用できれば、われわれ農業委員としては、むしろ賛成の方向に考えるべきではないかなと個人的には思います。ただ地区の子供達がより遠くへ行くと、それについては地域の人達が賛成をしているということであれば、あえて反対する、あれは無いとは思いません。
1 1 番委員	送り迎えはすると言ったよ。 各自、保護者が送り迎えしてくれと言うと反発出るけど、バスが出るから。
議長	よろしいですか。ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

議長	<p>ありがとうございます。 ただいまの原案にたいしましては、全員が賛成ですので、許可決定いたします。</p>
議長	<p>議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第44号について朗読】</b></p> <p>事業計画者  (譲受人) 住 所 知名町芦清良〇〇番地  氏 名 〇〇氏</p> <p>(譲渡人) 住 所 知名町瀬利覚〇〇番地  氏 名 〇〇氏</p> <p>土地の表示  知名町瀬利覚字只原〇〇番地 815㎡</p> <p>事業計画  自動車整備工場</p> <p>(整備工場 225㎡ 洗車場 54㎡ 駐車場 90㎡)  施設面積 369㎡</p> <p>申請地は、今年の11月に農振除外の審議を諮った議案となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>

18番委員	<p>今、事務局の言ったとおりです。去年の11月の総会で農振除外の時に許可をもらってあります。新しくこの申請地が出てきていますので、ご審議頂ければと思っております。</p>
議長	<p>ただ今の、原案に対して、何か聞きたいことはございませんか。</p> <p>よろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。（挙手全員）</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの原案に対しましては、全員賛成ですので、許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第45号知名町地区農用地利用集積計画（案）について事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案第45号について朗読】</b></p> <p>1番1 田皆字兼久〇〇番地 1,896㎡ 使用貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>2番1 田皆字矢護仁屋〇〇番地 4,602㎡ 賃貸借 5年の新規設定となっています。</p>

	<p>3番1 田皆字野竿津〇〇番地 6,747㎡  賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。  ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>1番2番3番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは〇〇さんのおじいさんで、〇〇さんは孫に当たります。〇〇さんは、新規就農を目指していまして、今現在は黒貫に住んでいますが、田皆の方です。機械類は親のものを使っています。作物は1番についてはビニールハウスがあり、ソリダゴを作る予定です。2番につきましてはサトウキビを植えてありまして株出しを取る予定です。3番につきましてもサトウキビを植えてありまして、株出しを取る予定であります。さきほど申しましたが、〇〇さんは新規就農で、新たに利用権を設定することになりましたので、周囲に迷惑をかける恐れはないと思いますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局及び地区担当委員の補足説明に対して聞きたいことは、ございませんか。  よろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>それではただいまの原案に対しまして、賛成の方は挙手でお願いします。（挙手全員）</p>
議長	<p>ありがとうございます。  全員賛成ですので、許可決定いたします。</p>

議長	<p>それでは報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。</p> <p><b>【報告第16号について朗読】</b></p> <p>相続2件</p> <p>1番1～2 田皆字深俣〇〇番地外1筆 8,330㎡ あっせん希望なし</p> <p>2番1～12 田皆字萬当〇〇番地外11筆 24,564㎡ あっせん希望なし</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局の報告に対して聞きたいことはございませんか。</p> <p>よろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>有難うございます。それではその他について事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>次回総会 平成27年3月18日（水）午後1時30分より</p>
議長	<p>以上で、平成26年度第11回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦勞さまでした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年2月19日

議 長 平 井 久 元

署名委員 元 栄 章 裕

署名委員 城 村 富 忠